会議名称		平成23年度第1回北本市自治基本条例審議会	
開会及び 閉会日時		平成23年9月8日 (木) 午前9時30分から午前10時40分まで	
開催場所		北本市文化センター第4会議室	
委員長氏名		会長 有働秀鷹	
出 席 委員(者) 氏 名		有働秀鷹、須藤善次郎、柴田辰雄、宮原鈴代、浅野昭八、 鈴木洋子、遠井美智子、清水英男、髙荷正春	
欠 席 委員(者) 氏 名		櫻井等	
説明者の 職氏名		協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮	
事務局職 員職氏名		協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮	
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1) 副会長の選出について (2) 北本市自治基本条例制定後の取組みについて ア 「市民参画」「協働推進」「市民公益活動促進施策」の整備について イ 北本市市民参画推進条例(案)パブリック・コメント手続の結果について ウ 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目の検討状況について エ 今後の検討事項について オ 自治基本条例全般について (3) その他 3 その他 4 閉 会		
配布資料	布 4 北本市市民参画推進条例(案) 5 北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について 資 6 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動支援施		

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	—北本市自治基本条例審議会委員委嘱式—
	・内田政之助北本市自治基本条例審議会副会長(北本市コミュニティ協議会からの団体推薦)の委員退任に伴い、須藤善次郎さん (同)を新委員に委嘱。
	—平成23年度第1回北本市自治基本条例審議会— ——
事務局	1 開 会 これより、平成23年度第1回北本市自治基本条例審議会を開催 します。議事の進行につきましては、有働会長にお願いいたしま す。
有働会長	2 議 題 (1) 副会長の選出について 今年の6月に北本市コミュニティ協議会の総会があり、内田政之助北本市コミュニティ協議会会長が退任し、須藤善次郎さんが内田さんの後任として選出された。それに伴い、北本市自治基本条例審議会の委員も交代となった。 本審議会においては、内田さんには「副会長」を務めていただいた。われわれの任期は平成24年4月30日までであるが、副会長としての内田さんの残任期間を、そのまま後任の須藤さんに務めていただきたいと考えている。
	一一同 異議なし 須藤委員を副会長に選出―
有働会長	皆さんに御承認いただけたので、自己紹介も兼ねて須藤新副会長 からごあいさつを頂きたい。
	一須藤副会長 あいさつ―
有働会長	(2) 北本市自治基本条例制定後の取組みについて ア〜オまでの議題について、事務局からの説明をお願いする。
	一事務局 長嶋 資料を示して説明―
	ア 「市民参画」「協働推進」「市民公益活動促進施策」の整備について ●北本市自治基本条例に規定されているものの現在未整備となっている「市民参画」「協働」「市民公益活動促進施

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	策」の3つの分野について、1分野ごとに検討を進めている【広報きたもと(2月号)記事抜粋参照】 ●市民検討委員会は、昨年10月に「北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について(中間報告)」をまとめ、市長に報告した
	イ 北本市市民参画推進条例(案)パブリック・コメント手続の結果について ●平成23年1月にパブリック・コメント手続を実施【資料1参照】 条例(案)に対する市民からの提出意見はなかった ●条例(案)の概要を『広報きたもと』で説明【平成23年2月号参照】 ●条例(案)は、協働推進条例(案)と市民公益活動促進施策との整合を図ったうえで平成24年3月議会に提出予定
	ウ 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目の検討状況について
	●庁内検討委員会が「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について」【資料2】(以下、「基本的な考え方」)を示し、現在、この「基本的な考え方」に基づいて、市民検討委員会・庁内検討委員会作業部会合同会議で、協働推進条例に位置づけるべき項目の検討を進めている【資料3参照】
	●協働推進条例では、北本市自治基本条例の規定に基づき「コミュニティ(自治会、地域コミュニティ委員会等)」と「市民公益活動団体」は区分して規定する予定【北本市自治基本条例パンフレット参照】 ●「市民公益活動団体」の登録制度を条例等で規定した場合、対となる「コミュニティ」をどのように規定すべきかが課題となっており、この課題は市の課長職で組織する庁内検討委員会で検討すべき最重要事項としている
	エ 今後の検討事項について●市民公益活動を促進するための支援施策の検討●協働事業提案制度発足に向けた協働事業の事例研究
	オ 自治基本条例全般について ●北本市自治基本条例推進本部の開催(5月17日)●北本市自治基本条例推進員の任命(4月<29名>)●行政評価(第12条)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	現在、評価結果の公表を前提とした行政評価システムを検討中。平成23年度は、事務事業評価を実施予定 ●財政状況の公表(第15条) 『広報きたもと』と市公式サイトで年2回公表している ●管理財産の公表(第15条) 行政報告書に掲載している
有働会長	北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、いつから始まり、これまでに何回開催したのか。
事務局	昨年の6月に第1回委員会を開催し、来週の9月12日には第2 4回委員会を開催する予定です。昨年度同様、今年度もおおむね毎 月2回程度の開催としています。 北本市自治基本条例制定研究懇話会にも参加いただいていた河井 宏暢さんを市民検討委員会委員長とし、現在計9名の市民で構成しています。市民参画、協働、市民活動支援、と1つずつ順番に検討し、本日配布した資料にもありますように、「北本市市民参画推進 条例(案)」はパブリック・コメント手続まで終了しました。現在は「北本市協働推進条例(案)」の検討を中心議題とし、庁内検討委員会作業部会との合同会議を重ねています。
有働会長	ただいま事務局から説明があったように、月に2回の開催頻度ということで丁寧に検討を進めていただいている。 北本市自治基本条例審議会では市民検討委員会における検討の詳細について特に掘り下げることをしないが、何か質問や意見等があれば、各委員御発言願いたい。
浅野委員	市民検討委員会から出された案に対して他の市民にとってよりわかりやすくなるよう咀嚼し何か手を加えるのも、われわれ北本市自治基本条例審議会の1つの役割ではないか。
有働会長	今回の「北本市市民参画推進条例(案)」と「北本市協働推進条例(案)」は、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会でまとめていただくのが基本である。条例の細かな内容について決定をする権限は、本審議会には無いものと認識している。市民検討委員会から本審議会への意見具申というかたちで適宜報告を受け、本審議会で出された意見を市民検討委員会の議論の参考にしていただくこととする。
事務局	「北本市自治基本条例」制定の際にも広報周知のためにパンフレット等を作成しましたが、今回の条例についても広く市民に発信で

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	きるよう工夫していきたいと思います。
須藤副会長	私は市民検討委員会の委員も兼務している。 市民検討委員会においても、市民にとってわかりやすい条例となるよう用語等の使い方には配慮している。条例、条文であるから難解な部分も確かにあるとは思うが、条例施行の際には、パンフレット等を用いて市民の参加を促せるようにしていきたい。
有働会長	条例の条文自体はある程度様式を守らなければならないが、わかりやすいかたちでの周知は必要だろう。文章だけでなく、カットや余白等にも工夫していただきたいと思う。
髙荷委員	配布資料「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について」の中に『北本市市民と行政との協働推進計画』(以下、『計画』)とあるが、これはどのようなものか。
事務局	『計画』は、平成18年度に市民14名と庁内のプロジェクトチームとの協働により策定したものです。 「北本市協働推進条例(案)」を作成するにあたっては、北本市における最高規範である「北本市自治基本条例」及び本『計画』を議論の基礎としていく必要があります。
有働会長	可能であれば、次回の審議会で、資料として配布していただきたい。
事務局	了解しました。
清水委員	「北本市市民参画推進条例(案)」は、現在はどういった段階になっているのか。
事務局	パブリック・コメント手続まで終了した段階です。秘書広報課が中心となって作成した「北本市パブリック・コメント手続条例(案)」と併せて平成23年3月議会へ提案する方向で検討を進めて来ましたが、現在集中的に審議を重ねている「北本市協働推進条例(案)」との整合性を確認してから、平成24年3月議会に3つの条例を一緒に提案することとしました。
清水委員	配布資料の『広報きたもと』の記事によると、メールマガジン登録者へ市民参画情報のまとめを速報するとのことだが、登録者数は何名程度を想定しているのか。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
事務局	現在秘書広報課が実施しているインターネットモニターの登録者数は約200名であるため、最初はそのぐらいの人数を目安にしたいと思います。登録された方には、審議会の公募委員募集やパブリック・コメントの募集等の情報をメールマガジンで直接お届けする予定です。
髙荷委員	現在市で配信している「e防メール」程度の長さのテキストであれば購読しやすい。あまりに長いメールが送られてきても困る。
清水委員	「北本市市民参画推進条例(案)」のパブリック・コメント手続を 実施した際、市民から提出された意見は全く無かったのか。
事務局	「北本市パブリック・コメント手続実施要綱」で規定された要件を満たす方からの意見提出はありませんでした。
有働会長	(3) その他 10月6日(木)に、埼玉県三芳町から「北本市自治基本条例」 の制定過程についての視察を受けることになった。 視察について、事務局から何か補足説明はあるか。
事務局	市職員と市民等、合計10名程度の人数で視察に見えるとのことです。市民参画で時間と手間をかけて丁寧に制定したのが「北本市自治基本条例」の大きな特徴ですので、その辺りの経過を重点的に説明したいと考えています。 当日は、本審議会の有働会長にも御同席いただく予定です。
須藤副会長	4 閉 会 ただいまの会議でも指摘があったが、「市民参画」と「協働」は「北本市自治基本条例」の中でも特に重要な事項である。本審議会から指摘を受けた部分については、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会の議論に的確に反映させたい。 それでは、これをもって平成23年度第1回北本市自治基本条例審議会を終了する。
送車のブリー	末・概要を記載し、その相違かきを証するためここに署名する。

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

平成23年10月27日 会長 月衛育